

# 供給の代替性（まとめなおし）

2017-05-28 16:01 改訂

- 需要者からみて選択肢に入らない商品役務 $\beta$ を供給する者が、需要者からみて選択肢に入る商品役務 $\alpha$ を短期間で供給できるようになる場合には、 $\alpha$ だけでなく $\beta$ も含めて1個の市場とする考え方
  - （企業結合ガイドラインでは「需要者にとっての代替性」「供給者にとっての代替性」としているが、その後の事例では「需要の代替性」「供給の代替性」と呼んでいる。）
- 「通説」において、「供給者の範囲の画定」における柱の1つとされる
  - 2本柱A
    - 需要の代替性
    - 供給の代替性
  - 2本柱B
    - 商品役務の範囲
    - 地理的範囲
  - 認定の方法
    - SSNIP
  - （そもそも、「通説」には、「需要者の範囲の画定」と「供給者の範囲の画定」を分ける発想がないので（前者は無意識のうちに行い、前者が決め手となる事例があれば位置付けなく紹介する）、以上が市場画定の全てであると解説するのが普通。ついでに言えば、SSNIPが市場画定の「領導原理」であるなどと紹介するのが普通。）
- 「供給の代替性」の考え方の存在意義
  - ①  $\beta$ を取り込むことで、 $\alpha$ で強い企業結合当事会社の市場シェアを低く見せ、企業結合審査をセーフハーバーで早く終わらせる
  - ②  $\alpha$ だけではデータを取りにくいなどの場合に、 $\beta$ を加えることでデータを取りやすくし（あるいは市場の数を減らし）企業結合審査を簡素化する
    - 例：「カップうどん」と「カップラーメン」をまとめて「カップ麺」
  - （「通説」は、EUガイドラインに書かれている、公取委企業結合ガイドラインに書かれている、という程度の紹介しかしないので、①②はあくまで想像。）
- 最近の流れ
  - 公取委が、平成26年度頃から、 $\alpha$ と $\beta$ に供給の代替性があっても、「 $[\alpha$ と $\beta$ で]供給者の構成が一致しているわけではなく、供給者の市場シェアも品種ごとに相当程度異なっている」場合には、1個の市場にまとめない、と述べるようになった。（当事会社が $\alpha$ で強いなら $\alpha$ だけで市場画定して企業結合審査）
    - 上記①はあり得ないことになる
      - 平成26年度頃以後の公取委のような考え方は、市場画定を「プロセスとしての法的判断」の中間段階と位置付け、詳細判断は反競争性の段階で行うという流れに整合的。
    - → 上記②の事例だけが、「供給の代替性による市場画定」の対象となる
  -

- 対策
  - 「通説」の暗記はしておく
  - 商品役務 $\alpha$ と商品役務 $\beta$ との間に供給の代替性があるような事例問題に遭遇したら、 $\alpha$ と $\beta$ のそれぞれの市場シェアに言及しているかどうかをみる
    - 言及していれば公取委の平成26年度頃以降の基準に照らす
    - 言及していなければ丸暗記を試す事例問題だと考えて1個の市場にまとめる
  - 平成26年度頃以降の基準に照らして $\alpha$ だけで市場画定した場合は、反競争性の判断の段階で、 $\beta$ 供給者による $\alpha$ への「参入」（他の $\alpha$ 供給者による牽制力）の問題として考慮要素に入れる。